



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

(取扱課室名) ページ

○ 規則	
* 62 和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則	(総務課)..... 1
○ 告示	
645 消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施（危機管理消防課）	 2
646 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止	(介護サービス指導課)..... 3
647 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(")..... 3
648 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(")..... 3
649 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)..... 4
650 保安林の指定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課)..... 4
651 保安林の指定施業要件変更予定	(")..... 4
652 保安林の指定施業要件の変更	(")..... 5
653 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(")..... 5
○ 選挙管理委員会告示	
88 政治団体の届出事項の異動の届出	 5
89 政治団体の解散の届出	 6
90 政治団体の設立の届出	 7
91 令和5年和歌山県選挙管理委員会告示第93号（和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）の訂正	 7
○ 警察本部告示	
5 一般競争入札による落札者の決定	 7
○ 公告	
入札公告	(総務事務集中課)..... 8

規 則

和歌山県規則第62号

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県行政不服審査法施行細則（平成28年和歌山県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(合議体) 第 9 条 略 2 ～ 5 略 6 通常合議体及び特別合議体は、これらを構成する委員の過半数が出席しなければ、開くこと	(合議体) 第 9 条 略 2 ～ 5 略 6 通常合議体はこれを構成する委員の全員が、特別合議体はこれを構成する委員の過半数が出

ができない。
7～10 略

席しなければ、これらを開くことができない。
7～10 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第645号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託して次のとおり実施する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び場所

講習区分	講習日	講習時間	講習場所	
			会場名	所在地
警報設備	令和7年10月15日（水）	午前9時30分から 午後4時50分まで	和歌山県勤労福祉会館 （プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
同上	令和7年10月16日（木）	同上	同上	同上
消火設備	令和7年10月24日（金）	同上	同上	同上
警報設備	令和7年10月28日（火）	同上	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
避難設備 ・消火器	令和7年11月13日（木）	同上	和歌山県勤労福祉会館 （プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
同上	令和7年11月14日（金）	同上	同上	同上

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、令和7年9月1日（月）から同月5日（金）までの間に公益財団法人和歌山県消防設備保守協会又は各振興局地域づくり部地域づくり課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

- （1）消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- （2）前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

6 講習科目及び時間

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間
- 7 その他詳細については、公益財団法人和歌山県消防設備保守協会及び和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課に問い合わせること。

公益財団法人和歌山県消防設備保守協会 電話番号 073-402-2657

和歌山県危機管理部危機管理局危機管理消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第646号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号の規定に基づき公示する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072101003	株式会社仁	辻の郷デイサービスセンター	和歌山県日高郡みなべ町東吉田282	通所介護	令和7.7.31
3072300746	株式会社シクウ	リハラボ.	和歌山県新宮市谷王子町3番地2	通所介護	令和7.7.31
3071700953	合同会社介拓社	ヘルパーステーション雅	和歌山県紀の川市粉河1775-1 百式楼201号室内	訪問介護	令和7.8.1

和歌山県告示第647号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071800993	株式会社オールアウト	ヘルパーステーションしずく	和歌山県岩出市西安上114-24	訪問介護	令和7.8.1	令和13.7.31
3072301116	社会福祉法人真福会	はまゆう介護	和歌山県新宮市千穂一丁目3番19号	訪問介護	令和7.8.1	令和13.7.31

和歌山県告示第648号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日

3061790170	株式会社大樹	訪問看護ステーションれもん	和歌山県紀の川市畑野上226-1	訪問看護	令和7.8.1	令和13.7.31
				介護予防訪問看護	令和7.8.1	令和13.7.31
3062090109	株式会社SORUKKA	訪問看護ステーションひかり御坊	和歌山県御坊市湯川町丸山477番地4	訪問看護	令和7.8.1	令和13.7.31
				介護予防訪問看護	令和7.8.1	令和13.7.31

和歌山県告示第649号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ヤスイ薬局	紀の川市中井阪204-1	上荷浩一	令和7.8.1

和歌山県告示第650号

令和7年和歌山県告示第554号（以下「告示第554号」という。）で告示した保安林の指定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 所在が不分明である通知の相手方
杉澤徹太郎
無限責任八幡村大蔵更生負債整理組合
奥野信一
高田盛楠
安井敬文
中山松之助
- 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件
告示第554号のとおり

和歌山県告示第651号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第653号

令和7年農林水産省告示第1083号（以下「告示第1083号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 所在が不明である通知の相手方

芳村琢也

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1083号のとおり

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県歯科医師支部	片岡邦浩	代表者	片岡邦浩	中西孝紀	令和 7. 7. 1
		会計責任者	宮本研司	南出仁司	令和 7. 7. 1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
かさまつみなと歩 む会	笠松美奈	会計責任者	笠松美奈	笠松誠司	令和 7. 5. 1
日本薬業政治連盟 和歌山県支部	竹中康昭	代表者	竹中康昭	川腰満	令和 7. 6. 18
		会計責任者	川腰満	山本紀弘	令和 7. 6. 18
岩永あつし後援会	岩永淳志	主たる事務所の 所在地	日高郡美浜町大字三尾41 9番地	日高郡日高町大字萩原86 4番地	令和 7. 6. 30
和歌山県歯科医師 連盟	片岡邦浩	代表者	片岡邦浩	中西孝紀	令和 7. 6. 28
		会計責任者	宮本研司	南出仁司	令和 7. 6. 28
比嘉なつみ和歌山 後援会	片岡邦浩	代表者	片岡邦浩	中西孝紀	令和 7. 7. 1
		会計責任者	宮本研司	南出仁司	令和 7. 7. 1
山田宏和歌山後援 会	片岡邦浩	代表者	片岡邦浩	中西孝紀	令和 7. 7. 1
		会計責任者	宮本研司	南出仁司	令和 7. 7. 1
和歌山市医師連盟	野村康晴	会計責任者	岩井雅之	川端寛	令和 7. 7. 10

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日

福栄浩義後援会	寺坂 義範	令和 7. 6. 27
---------	-------	----------------

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
豊岡らいか後援会	豊岡嶺侃	豊岡梨紗	紀の川市貴志川町岸宮264-1	令和 7. 6. 6
にかい伸康由良町後援会	山名実	里村和敏	日高郡由良町吹井252-8	令和 7. 6. 25
おかざき祥子後援会	岡崎祥子	岡崎祥子	紀の川市貴志川町丸栖759-178	令和 7. 6. 27

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による令和5年4月9日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和5年和歌山県選挙管理委員会告示第93号（和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

令和7年8月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和 歌 哲 也

令和5年和歌山県選挙管理委員会告示第93号における収支報告書の要旨のうち、紀の川市選挙区候補者杉山俊雄の第1回報告分の収入の欄中

「門 眞一郎 紀の川市議会議員 90,000円」を
「日本共産党紀北地区委員会 政党 27,000円」に、「今回計
390,000円」を「今回計 327,000円」に、「総 計
390,000円」を「総 計 327,
000円」に訂正し、同候補者の第1回報告分の支出の欄中「家屋費 90,0
00円」を「家屋費 27,000円」に、「選挙事務所費
90,000円」を「選挙事務所費 27,000円」に、「今回計
751,881円」を「今回計 688,881円」に、「総 計
751,881円」を「総 計 688,881円」に訂正する。

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第5号

交通管制システム上位装置賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」とい

う。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年8月8日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通管制システム上位装置賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和7年6月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社JECC
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
月額14,215,520円（うち消費税及び地方消費税の額1,292,320円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年4月25日

公 告

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和7年8月8日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
令和7年度 調達案件番号20250001608号
 - (2) 調達案件名
精密旋盤
 - (3) 調達物品の名称及び数量
精密旋盤 4式
 - (4) 調達物品の特質等
仕様書による。
 - (5) 納入期限
令和8年3月27日（金）
 - (6) 納入場所
仕様書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和7年和歌山県告示第236号に規定する令和7年度に和歌山県が発注する物品の購入等の契約に係る一

般競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿の業務種目「18 物品調達」に係る業務種目のいずれかに登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和7年8月8日（金）から同年9月16日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札及び開札手続

この入札は、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札及びその開札手続により行うものとする。ただし、郵送による入札も行うことができる。

5 一般競争入札の期間及び開札場所等

(1) 一般競争入札の期間及び開札場所等

ア 入札期間

令和7年9月17日（水）午前9時から同月18日（木）午後3時まで

イ 開札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

ウ 開札日時

令和7年9月18日（木）午後3時

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、簡易書留郵便等配達記録の残る方法により令和7年9月17日（水）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに共通入札公告に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、共通入札公告及び個別入札公告に記載するとおりとす

る。

- (2) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、て行うくじにより落札者を決定するものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (5) 再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Precision lathe: 4 sets

- (2) Time limit for tender :

3:00 p.m. 18 September 2025 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 17 September 2025)

- (3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2292

FAX 073-441-2288